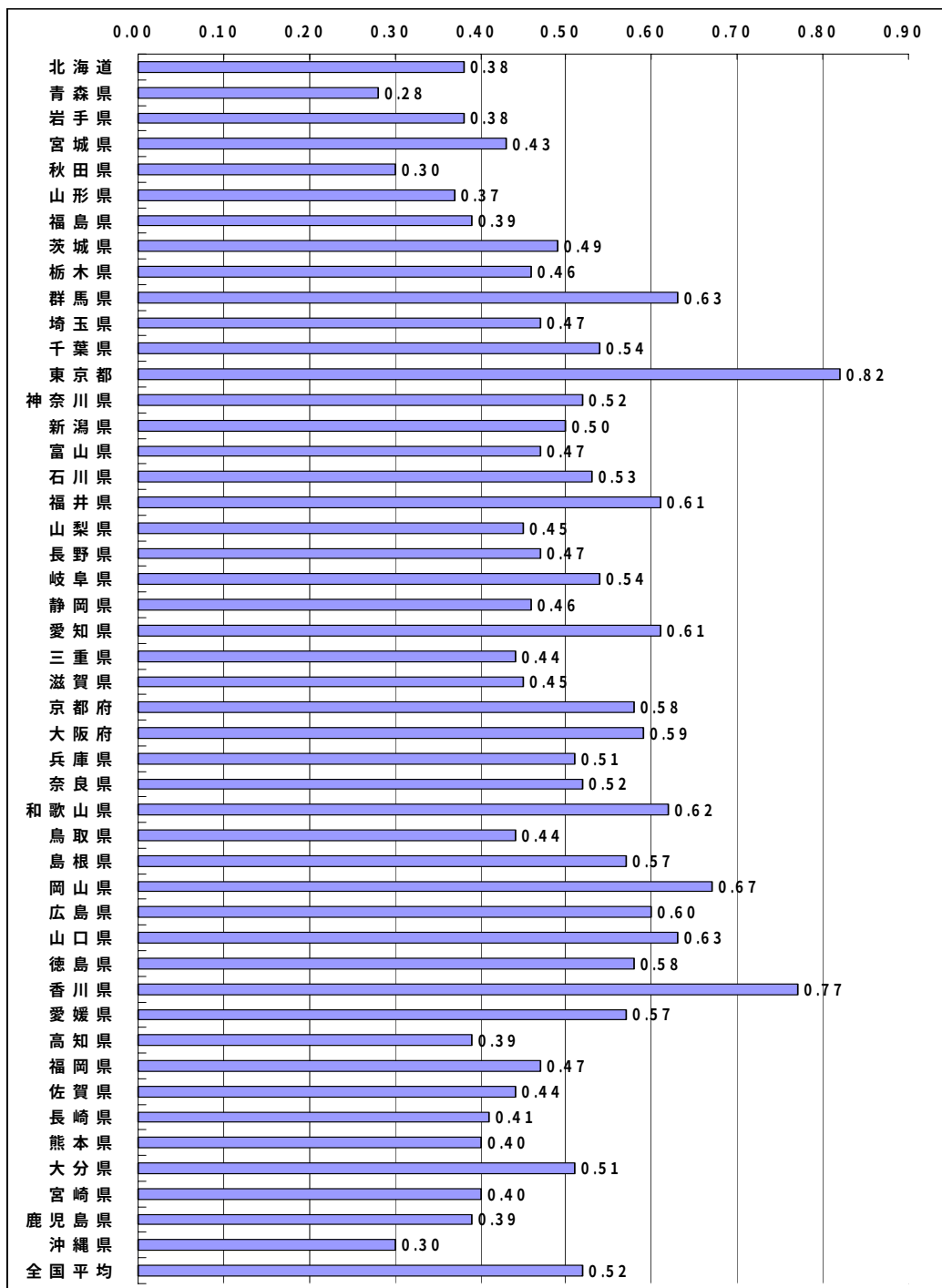


地方交付税の抜本強化に関する提言 参考資料

図表1 都道府県別有効求人倍率（平成21年3月現在）

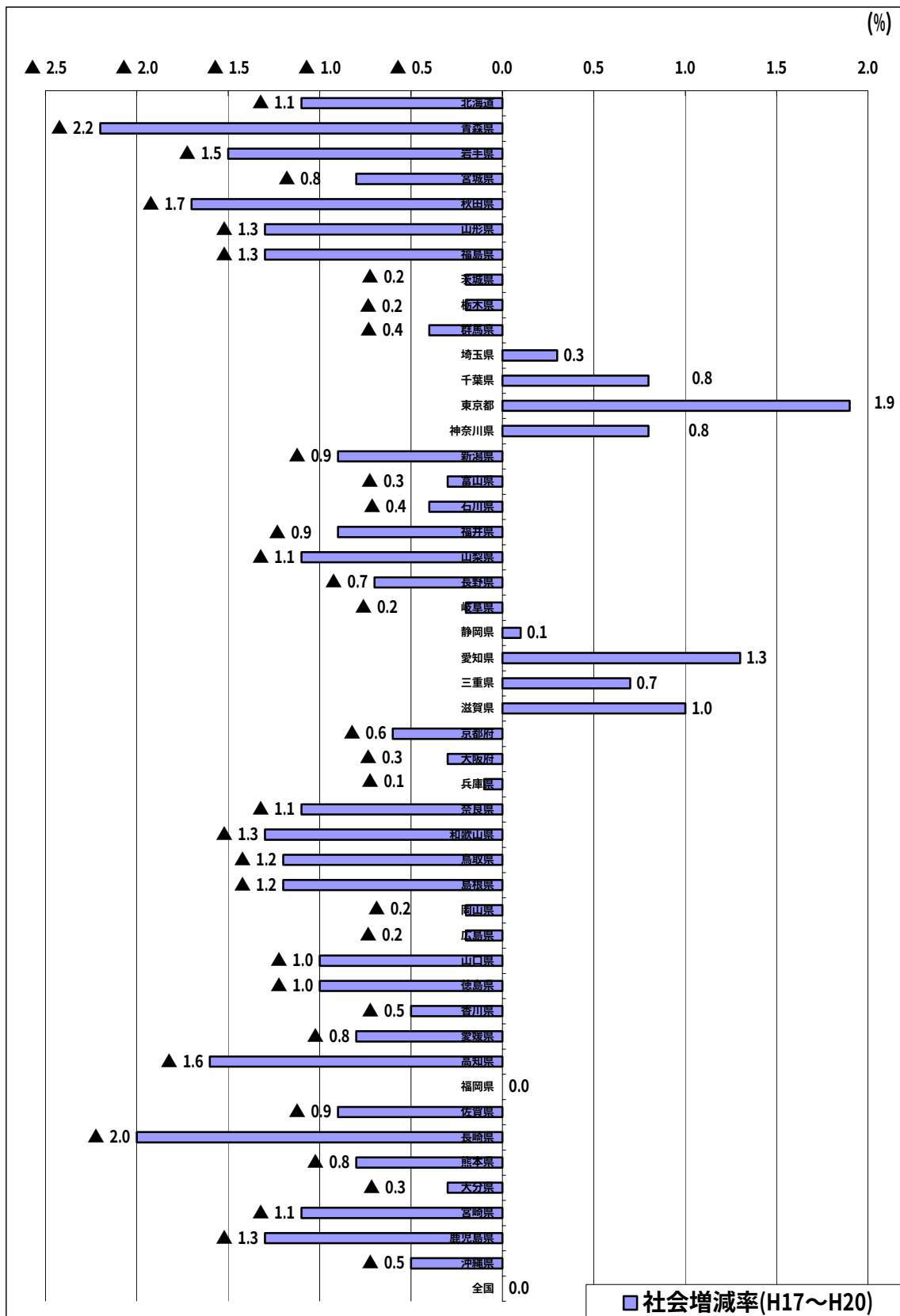
厳しい経済状況の中、有効求人倍率は全国的に低くなっているが、都道府県によって大きな開きが生じており、全国一律の施策で十分対応できるとはいえない。



（厚生労働省調べ）

図表2 都道府県別人口動態の推移（社会増減率）

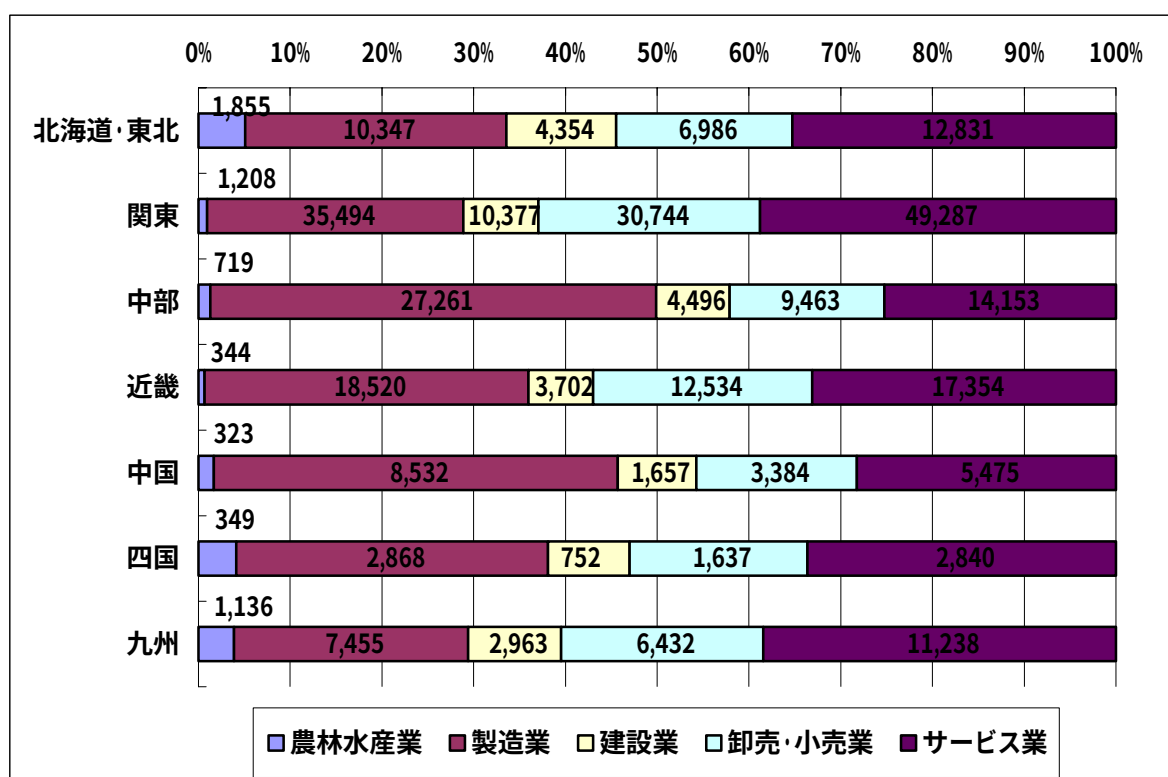
平成17年～20年の3カ年で、関東圏、中京圏周辺以外では人口流出が進んでいるが、その増減率にはばらつきがある。地域の実情にあった地域振興などの施策展開が不可欠。



(総務省調べ)

図表3 ブロック別主要産業の占める割合

地域によって産業構造は大きく異なっており、経済雇用対策にあたり、全国一律の施策では十分対応できるとはいえない。



(内閣府調べ)

図表4 地域別・産業別中小企業業況判断D I (「好転」－「悪化」前期比季節調整値)

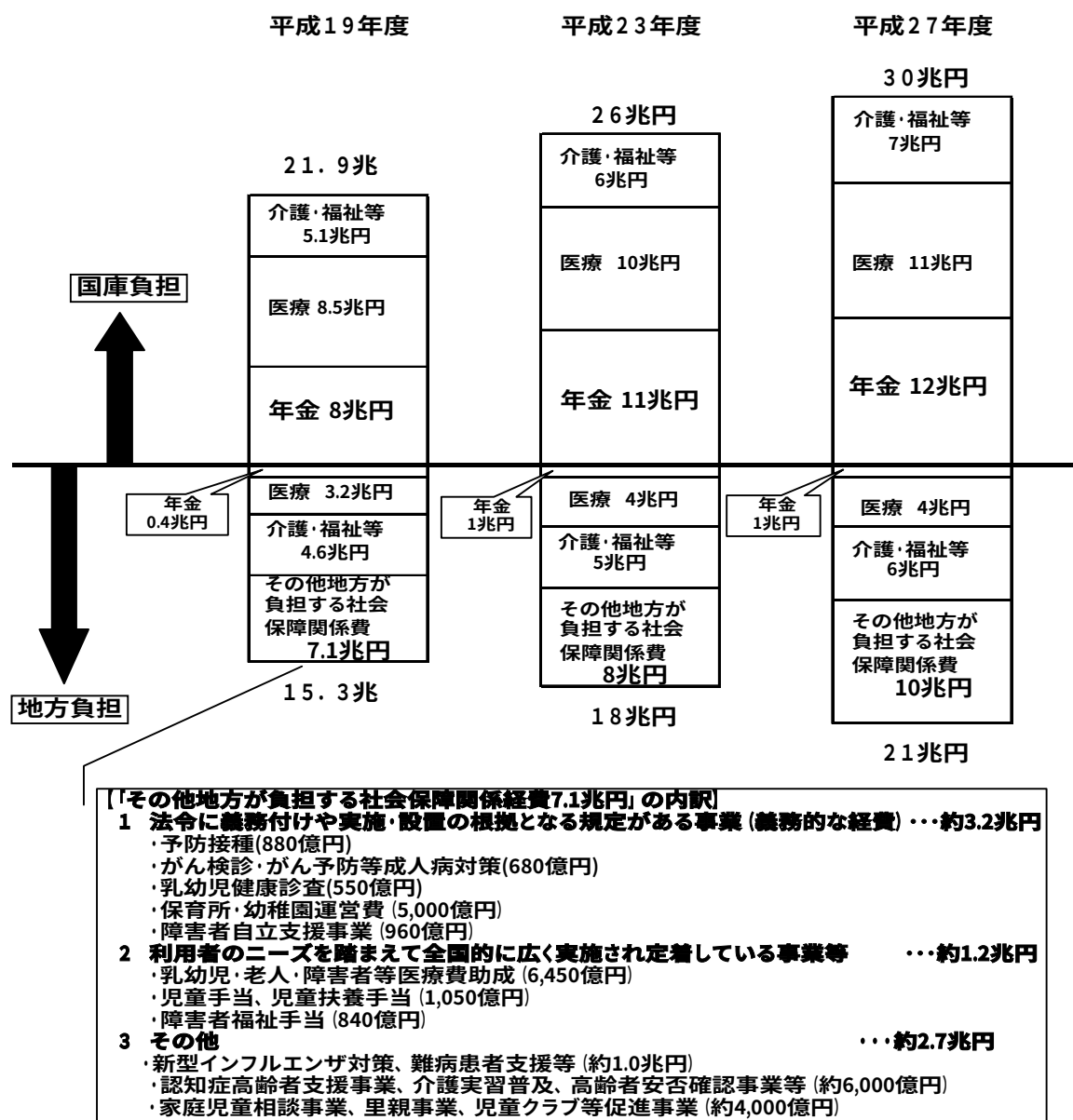
平成21年の1月から3月にかけての、全国・全産業の中小企業業況判断D Iは、△50であるが、地域毎・産業毎に見るとばらつきがあり、全国一律の施策で十分対応できるとはいえない。

地域	全産業	製造業	非製造業	(H21年1月－3月)			
				建設業	卸売業	小売業	サービス業
北海道	△39.1	△31.8	△40.7	△43.5	△34.9	△40.7	△40.3
東北	△52.5	△50.8	△52.9	△51.9	△45.6	△55.0	△52.0
関東	△51.0	△65.0	△45.8	△43.9	△47.1	△48.0	△45.1
中部	△53.0	△57.5	△51.8	△51.6	△48.4	△53.0	△51.0
近畿	△51.6	△58.7	△48.7	△49.7	△48.1	△52.6	△44.3
中国	△52.1	△54.5	△51.0	△46.7	△57.9	△55.6	△48.8
四国	△46.1	△44.6	△47.6	△46.2	△49.0	△52.9	△43.6
九州・沖縄	△46.5	△43.7	△47.3	△44.6	△45.7	△52.8	△45.3

((独)中小企業基盤整備機構調べ)

図表5 社会保障関係経費の将来推計

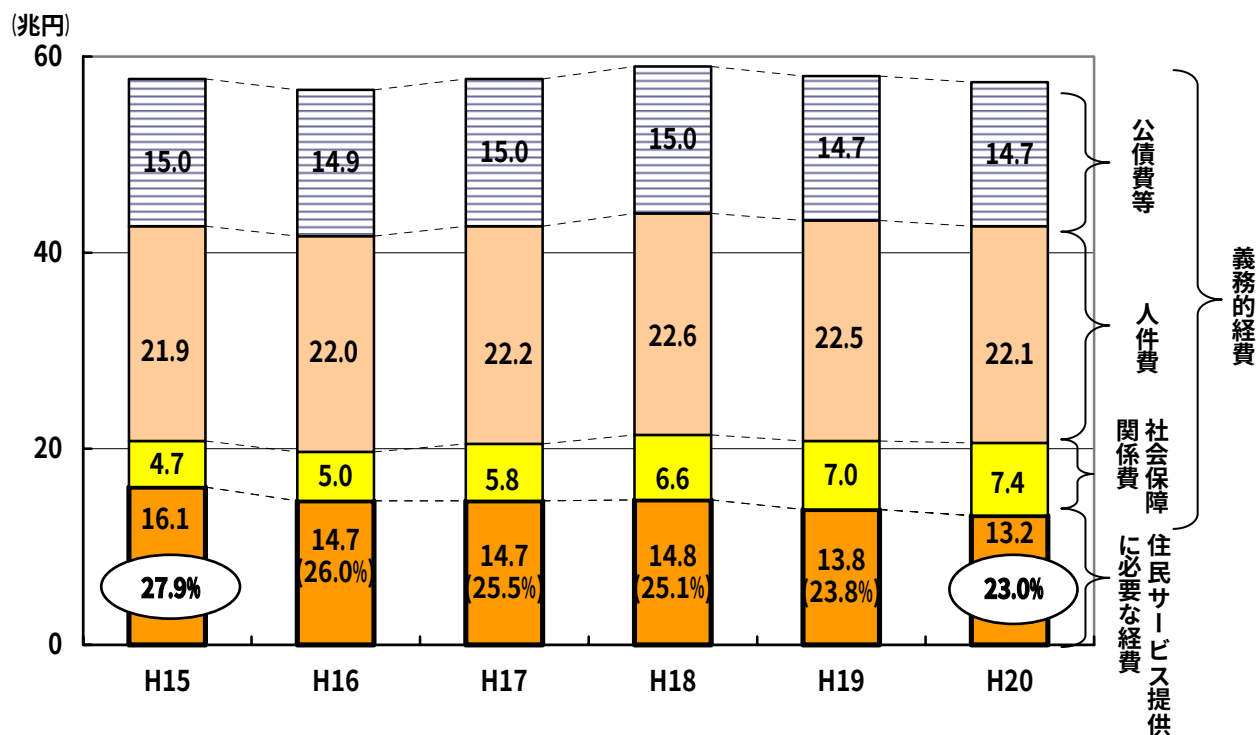
地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供しており、その負担は今後も増加。



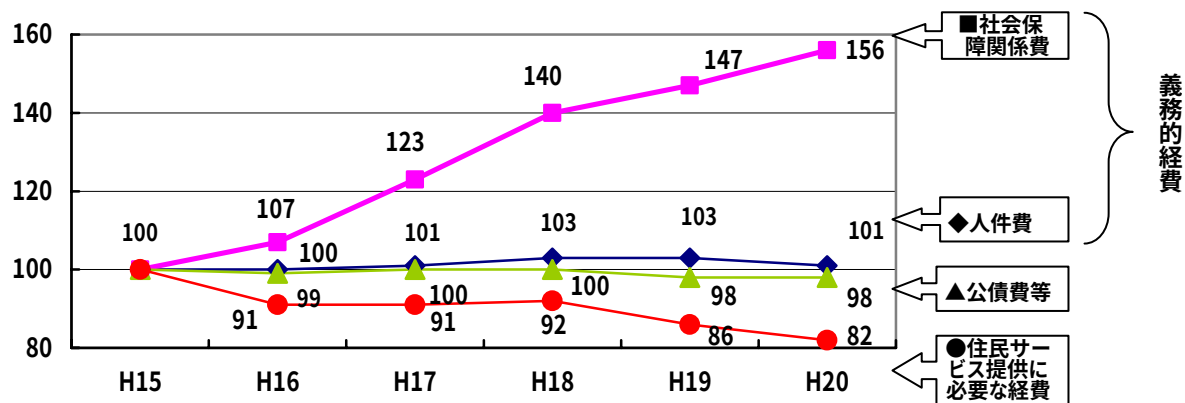
(平成20年12月総務省推計・未定稿)

図表6 歳出に充当する一般財源の推移

社会保障関係費等の義務的経費の大幅な増加に伴い、地方が地域の住民サービスのために使える経費は大幅に減少。



(H15=100 とした場合の推移)



※ 金額は都道府県と市町村推計の合計。

※ H18までは決算額、H19、H20は予算額を使用。

(全国知事会調べ)

図表 7 国庫補助関連経費の推移（地方財政計画）

義務的経費である社会保障関係の国庫補助事業等の自然増により一般行政経費（補助）が大きく増額される一方、基本方針 2006 に沿って、引き続き、地方単独の一般行政経費が削減されている。

投資的経費においては、国庫関連、単独分ともに大幅に削減されている。

また、厳しい財政環境のなかで、地方は給与カットや定員削減など行革による懸命な努力を積み重ねているが、地財による給与関係費の減額により、こうした行革の効果を住民サービスの向上のための経費に還元できない状況にある。

（単位：億円）

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		増 減 (21-19)	増 減 (21-20)
	金 額	割合(%)	金 額	割合(%)	金 額	割合(%)		
I 給与関係経費	225,111	100.0	222,071	100.0	221,271	100.0	△ 3,840	△ 800
☆ 国関連給与費（義務教育・警察）	93,689	41.6	94,214	42.4	93,844	42.4	155	△ 370
地方単独給与費（一般職員）等	131,422	58.4	127,857	57.6	127,427	57.6	△ 3,995	△ 430
II 一般行政経費	261,811	100.0	265,464	100.0	272,608	100.0	10,797	7,144
☆ 国庫補助関連経費	112,300	42.9	115,660	43.6	122,887	45.1	10,587	7,227
地方単独経費	139,510	53.3	138,410	52.1	138,285	50.7	△ 1,225	△ 125
国民健康保険関係事業費	10,001	3.8	11,394	4.3	11,436	4.2	1,435	42
III 公債費	131,496		133,796		132,955		1,459	△ 841
IV 維持補修費	9,766		9,680		9,678		△ 88	△ 2
V 投資的経費	152,328	100.0	148,151	100.0	140,617	100.0	△ 11,711	△ 7,534
☆ 国庫補助関連経費	66,444	43.6	64,844	43.8	59,809	42.5	△ 6,635	△ 5,035
地方単独経費	85,884	56.4	83,307	56.2	80,808	57.5	△ 5,076	△ 2,499
VI 公営企業繰出金	27,249		26,352		26,628		△ 621	276
VII 不交付団体水準超経費	23,500		24,500		12,800		△ 10,700	△ 11,700
VIII 地方再生対策費	—		4,000		4,000		皆増	0
IX 地域雇用創出推進費	—		—		5,000		皆増	皆増
計	831,261	100.0	834,014	100.0	825,557	100.0	△ 5,704	△ 8,457
国関連経費（☆の計）	272,433	32.8	274,718	32.9	276,540	33.5	4,107	1,822
地方単独経費	558,828	67.2	559,296	67.1	549,017	66.5	△ 9,811	△ 10,279

図表8 歳出に充当する一般財源の推移

社会保障関係経費等の義務的経費が増加するなか、平成21年歳入歳出総額の対平成13年度の伸び率は、地方では7.5%マイナスとなっている一方、国は7.0%伸びている。

また、平成21年度一般歳出においても対13年度の伸び率は、地方が10.1%のマイナスになっている一方、国は6.2%伸びている。

国・地方の歳入歳出の状況

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

(単位：兆円、%)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H13		H20-H13	
										増減額 (兆円)	伸率 (%)	増減額 (兆円)	伸率 (%)
歳入歳出総額 ①	89.3	87.6	86.2	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	▲6.7	▲7.5%	▲5.9	▲6.6%
歳入													
地方債 ②	11.9	12.6	15.1	14.1	12.3	10.8	9.7	9.6	11.8	▲0.1	▲0.8%	▲2.3	▲19.3%
地方債を除く歳入 ③	77.4	75.0	71.1	70.6	71.5	72.4	73.4	73.8	70.8	▲6.6	▲8.5%	▲3.6	▲4.7%
うち地方税+地方交付税	55.9	53.8	50.2	49.2	50.2	50.8	52.6	52.9	49.0	▲6.9	▲12.3%	▲3.0	▲5.4%
歳出													
公債費 ④	12.8	13.4	13.8	13.7	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	+0.5	+3.9%	+0.6	+4.7%
公債費を除く歳出 ⑤	76.5	74.2	72.4	71.0	70.4	69.9	70.0	70.0	69.3	▲7.2	▲9.4%	▲6.5	▲8.5%
うち地方一般歳出	73.6	71.1	69.7	68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2	▲7.4	▲10.1%	▲7.8	▲10.6%

※地方税+地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。

※地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

【国の状況（当初予算ベース）】

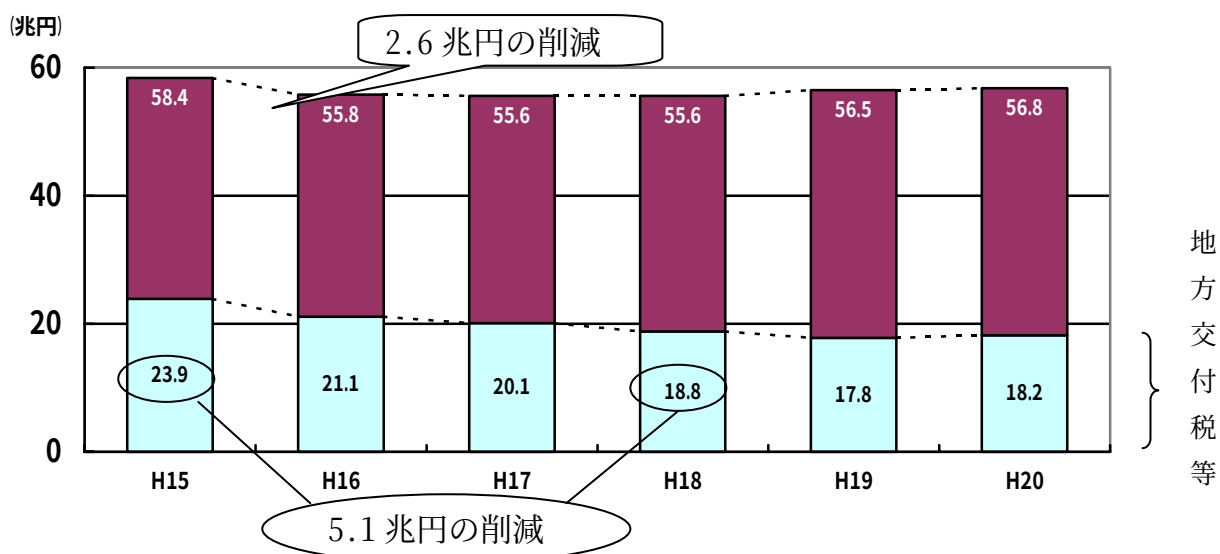
(単位：兆円、%)

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H13		H20-H13	
										増減額 (兆円)	伸率 (%)	増減額 (兆円)	伸率 (%)
歳入歳出総額 ①	82.7	81.2	81.8	82.1	82.2	79.7	82.9	83.1	88.5	+5.8	+7.0%	+0.4	+0.5%
歳入													
国債（公債金） ②	28.3	30.0	36.4	36.6	34.4	30.0	25.4	25.3	33.3	+5.0	+17.7%	▲3.0	▲10.6%
国債を除く歳入 ③	54.4	51.2	45.4	45.5	47.8	49.7	57.5	57.8	55.2	+0.8	+1.5%	+3.4	+6.2%
うち国税	50.7	46.8	41.8	41.7	44.0	45.9	53.5	53.6	46.1	▲4.6	▲9.1%	+2.9	+5.7%
歳出													
国債費 ④	17.2	16.7	16.8	17.6	18.4	18.8	21.0	20.2	20.2	+3.0	+17.4%	+3.0	+17.4%
国債費を除く歳出 ⑤	65.5	64.5	65.0	64.5	63.8	60.9	61.9	62.9	68.3	+2.8	+4.3%	▲2.6	▲4.0%
うち国一般歳出	48.7	47.5	47.6	48.0	47.7	46.4	47.0	47.3	51.7	+3.0	+6.2%	▲1.4	▲2.9%

※国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

図表9 地方一般財源総額の推移

三位一体の改革により、H15～18の間に5.1兆円もの地方交付税が削減。



※ 税源移譲影響分を控除したもの

(全国知事会調べ)

(参考) 三位一体の改革

国庫補助負担金改革	約	4.7	兆円
税源移譲	約	3	兆円
地方交付税改革	約	▲ 5.1	兆円

図表10 基準財政需要額の推移 (交付団体ベース)

「基本方針 2001」による構造改革が始まって以降の7年間で、基準財政需要額は、7.8兆円減少。地財歳出（一般財源ベース）に対する基準財政需要額の割合は、下落の一途をたどっている。

特に H18 以降、「基本方針 2006」の歳出・歳入一体改革の推進により大幅に減少。

(兆円)										
区分		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
基準財政需要額(臨財債振替前)	(A)	43.0	42.8	42.2	39.0	38.3	35.8	35.3	35.2	△ 7.8
地財歳出(一般財源ベース)	(B)	53.4	53.1	53.0	49.7	49.4	47.4	47.8	47.6	△ 5.8
需要/地財歳出	(A)/(B)	80.4%	80.6%	79.7%	78.4%	77.7%	75.6%	73.8%	73.8%	△ 6.6%

※ 税源移譲影響分を除く

※ 地財歳出(一般財源ベース)は、歳出総額から、国庫支出金、地方債(臨財債、減税補てん債を除く)、使用料及び手数料等の特定財源、不交付団体に係る一般財源相当分を控除

※ A/B欄は億円単位での計算結果を表示

図表11 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成 15 年度では平均 1.03 ポイントであったものが、平成 19 年度決算額をもとに地方再生対策費及び地方法人特別税と平成 21 年度国補正予算の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を加味して試算したところ、格差は 1.19 ポイントとなった。

	H15		H19			
	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税 + 交 付税等 + 地方再生 対策費	地方税 + 交付税等 + 地方再生対策費 + 経済危機対策交 付金
都道府県間 歳入格差 (平均)	1.73	1.03	1.73	1.22	1.21	1.19

※ 1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県間格差の全国平均を試算。

(参考) 地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15→H19) (全都道府県)

	H15		H19				H19－H15			
	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税	地方税 + 交付税 等	地方税 + 交付税 + 地方 再生対策費	地方税 + 交付税 + 地方 再生対策費 + 経済危機 対策交付金	地方税 + 交付税 等	[H19(地方税 + 交付 税等 + 地方再生対策 費)] － [H15(地方税 + 交 付税等)]	[H19(地方税 + 交付 税 + 地方再生対策費 + 経済危機対策交付 金)] － [H15(地方税 + 交 付税等)]	
	A	B	C	D	E	F	G(C-A)	H(D-B)	I(E-B)	J(F-B)
北海道	2.10	0.83	2.18	1.04	1.03	1.01	+0.08	+0.21	+0.20	+0.18
青森県	2.42	0.84	2.42	1.03	1.02	0.99	+0.00	+0.19	+0.18	+0.15
岩手県	2.44	0.81	2.45	1.00	0.99	0.96	+0.01	+0.19	+0.18	+0.15
宮城県	1.91	1.02	2.03	1.26	1.25	1.23	+0.12	+0.24	+0.23	+0.21
秋田県	2.55	0.77	2.52	0.96	0.95	0.92	▲0.03	+0.19	+0.18	+0.15
山形県	2.34	0.84	2.36	1.05	1.04	1.01	+0.02	+0.21	+0.20	+0.17
福島県	2.06	0.94	2.06	1.16	1.14	1.12	+0.00	+0.22	+0.20	+0.18
茨城県	1.88	1.12	1.82	1.33	1.32	1.30	▲0.06	+0.21	+0.20	+0.18
栃木県	1.74	1.07	1.75	1.31	1.30	1.28	+0.01	+0.24	+0.23	+0.21
群馬県	1.90	1.07	1.86	1.30	1.29	1.27	▲0.04	+0.23	+0.22	+0.20
埼玉県	1.96	1.39	1.92	1.64	1.63	1.62	▲0.04	+0.25	+0.24	+0.23
千葉県	1.85	1.34	1.85	1.58	1.57	1.56	+0.00	+0.24	+0.23	+0.22
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00	+0.00	+0.00
神奈川県	1.57	1.30	1.60	1.53	1.52	1.52	+0.03	+0.23	+0.22	+0.22
新潟県	2.02	0.91	2.05	1.10	1.09	1.07	+0.03	+0.19	+0.18	+0.16
富山県	1.84	0.86	1.85	1.10	1.09	1.07	+0.01	+0.24	+0.23	+0.21
石川県	1.81	0.86	1.80	1.05	1.04	1.02	▲0.01	+0.19	+0.18	+0.16
福井県	1.67	0.77	1.72	0.98	0.97	0.94	+0.05	+0.21	+0.20	+0.17
山梨県	1.91	0.80	1.89	1.00	0.99	0.96	▲0.02	+0.20	+0.19	+0.16
長野県	1.95	0.90	1.96	1.10	1.09	1.06	+0.01	+0.20	+0.19	+0.16
岐阜県	1.94	1.01	1.92	1.23	1.22	1.20	▲0.02	+0.22	+0.21	+0.19
静岡県	1.61	1.15	1.63	1.35	1.34	1.33	+0.02	+0.20	+0.19	+0.18
愛知県	1.38	1.17	1.38	1.32	1.31	1.31	+0.00	+0.15	+0.14	+0.14
三重県	1.82	1.01	1.80	1.24	1.23	1.20	▲0.02	+0.23	+0.22	+0.19
滋賀県	1.82	0.97	1.76	1.21	1.20	1.18	▲0.06	+0.24	+0.23	+0.21
京都府	1.89	1.06	1.84	1.29	1.28	1.27	▲0.05	+0.23	+0.22	+0.21
大阪府	1.58	1.18	1.63	1.40	1.39	1.39	+0.05	+0.22	+0.21	+0.21
兵庫県	1.84	1.08	1.84	1.33	1.32	1.31	+0.00	+0.25	+0.24	+0.23
奈良県	2.27	1.02	2.26	1.27	1.26	1.24	▲0.01	+0.25	+0.24	+0.22
和歌山県	2.26	0.85	2.31	1.07	1.06	1.03	+0.05	+0.22	+0.21	+0.18
鳥取県	2.29	0.71	2.40	0.90	0.88	0.85	+0.11	+0.19	+0.17	+0.14
島根県	2.33	0.64	2.39	0.79	0.78	0.75	+0.06	+0.15	+0.14	+0.11
岡山県	1.96	0.95	1.93	1.19	1.18	1.16	▲0.03	+0.24	+0.23	+0.21
広島県	1.83	1.02	1.81	1.24	1.23	1.21	▲0.02	+0.22	+0.21	+0.19
山口県	2.04	0.93	1.96	1.13	1.12	1.09	▲0.08	+0.20	+0.19	+0.16
徳島県	1.98	0.78	2.14	0.96	0.95	0.92	+0.16	+0.18	+0.17	+0.14
香川県	1.98	0.94	1.99	1.17	1.15	1.13	+0.01	+0.23	+0.21	+0.19
愛媛県	2.30	0.94	2.19	1.14	1.13	1.10	▲0.11	+0.20	+0.19	+0.16
高知県	2.50	0.71	2.53	0.89	0.87	0.84	+0.03	+0.18	+0.16	+0.13
福岡県	1.99	1.13	2.00	1.36	1.35	1.34	+0.01	+0.23	+0.22	+0.21
佐賀県	2.32	0.84	2.33	1.06	1.04	1.01	+0.01	+0.22	+0.20	+0.17
長崎県	2.66	0.88	2.64	1.08	1.07	1.04	▲0.02	+0.20	+0.19	+0.16
熊本県	2.49	0.94	2.42	1.17	1.16	1.13	▲0.07	+0.23	+0.22	+0.19
大分県	2.26	0.86	2.21	1.08	1.06	1.04	▲0.05	+0.22	+0.20	+0.18
宮崎県	2.61	0.86	2.53	1.07	1.05	1.02	▲0.08	+0.21	+0.19	+0.16
鹿児島県	2.60	0.85	2.56	1.04	1.03	1.01	▲0.04	+0.19	+0.18	+0.16
沖縄県	2.90	1.01	2.86	1.24	1.23	1.20	▲0.04	+0.23	+0.22	+0.19
計	1.73	1.03	1.73	1.22	1.21	1.19	+0.00	+0.19	+0.18	+0.16
(東京都除き)	1.88	1.03	1.88	1.25	1.24	1.22	+0.00	+0.22	+0.21	+0.19

※ 1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県の財政力格差を試算

※ 決算ベースで試算

※ 上記数値は、都道府県ごとの人口1人あたりの税収、税収 + 地方交付税の「東京都／各都道府県」の数値である

(数値が大きいほど東京都との1人あたり税収等の格差が大きい。例：2.10であれば東京都の1人あたり税収等が当該道府県の2.10倍であることを示す)

※ 税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。地方交付税には、臨時財政対策債を含む

※ E欄の地方再生対策費は、H20年度地方財政対策により創設された費目であるが、当該対策による格差是正機能の有効性を検証するため、H19年度の地方交付税に含めて試算

※ C欄のH19地方税には、H22年度以降平年度化される法人事業税の見直しによる影響額を含めて試算

※ F欄の交付金は、H21年度補正予算案に計上されている「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のことである。

図表12 個人県民税配当割の算定額（推定基準税額）と実績の推移（全国ベース）

個人県民税配当割の収入額は、減収補てん債の対象税目である法人二税や利子割などに比べても年度によって大きな開きがある。

（単位：百万円、％）

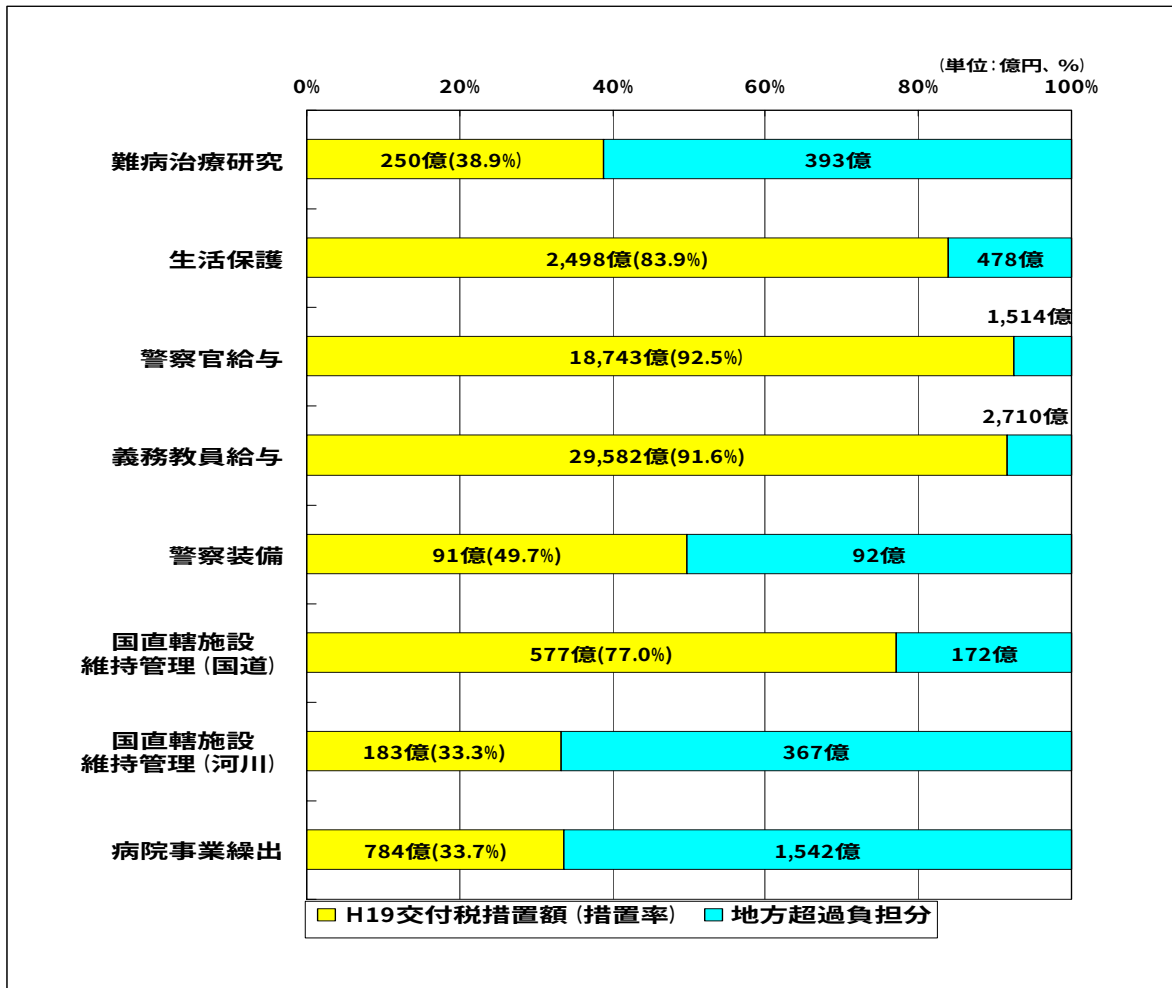
区 分		H17	H18	H19	H20
交付税 算 定	基準税額 ①	32,126	17,722	29,574	33,602
	標準税収入額 ①/0.75 ②	42,835	23,630	39,432	44,803
実 績 ③		28,802	45,492	53,175	22,041
差 引 (③－②)		▲14,033	21,862	13,743	▲22,762
実績の標準税収入額に対する割合 ③／②		67.2	192.5	134.9	49.2

※ 実績③については、H19 までは決算、H20 は8月末対前年度比ベース（41.4％）で試算。

※ 交付税算定数値については、H19 までは総務省自治財政局「地方交付税等関係計数資料」より転記。H20 の基準税額は、普通交付税算定に用いる基礎数値確認資料を元に算定。

図表13 道府県における義務的経費の交付税措置額と決算額の乖離（主なもの）

義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間に大きな乖離が存在。



※ 決算額・・・H19都道府県決算額（全国知事会調べ）
 交付税措置額・・・H19基準財政需要額（全国知事会調べ）
 生活保護費・・・都道府県（H19決算額）＋政令市（H18決算額）
 病院事業繰出金・・・特別交付税分を含む

図表14 給料月額比較表（地方財政計画と基準財政需要額の比較(平成20年度)）

小、中、高等学校教職員、警察官の給料の基準財政需要額算出単価は、国家公務員準拠により積算することとされている地方財政計画の単価と比べて大きく乖離しており、結果として、基準財政需要額に教職員等の給料が適切に積み上げられていない。

(単位: 千円)

区 分	地方財政計画 (A)	基準財政需要額 (B)	差 引 (B) - (A)	乖 離 率 (B)/(A)-1
小学校・中学校教職員	382	362	△ 20	△5.2%
高等学校教職員	374	343	△ 31	△8.3%
警察官	338	301	△ 37	△10.9%

図表15 交付税措置のない地方単独事業の主なもの

乳幼児医療費助成など国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取組みでも、未だ交付税措置されていないものが多い。

事業名	19年度決算額（億円）			実施都道府県数
	都道府県	市町村	合計	
乳幼児医療費補助金	666	762	1,428	47
ひとり親家庭医療費補助金	262	280	542	47
障害者医療費補助金	1,199	1,116	2,315	47
私立高等学校生徒授業料軽減費補助	289	—	289	46
県単警察官職員給与費	357	—	357	40
合計	2,773	2,158	4,931	

※ 市町村の決算額は、都道府県との負担割合により推計

図表16 制度創設・改正に伴う地方の負担増の事例

新たな制度創設や制度改正に伴い、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが発生。

項目	事業名等	負担増の内容
1	本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの	肝炎治療特別促進事業
		病床転換助成事業交付金
		石綿健康被害拠出金事業
		抗インフルエンザウィルス薬備蓄経費
		プレパデミックワクチン接種経費
2	国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの	後期高齢者医療保険基盤安定負担金
		病児・病後児保育事業
		地域子育て支援拠点事業
		自立支援医療費
		特定健康診査等負担金
		心身障害者扶養共済制度
		放課後子どもプラン推進事業
		スクールカウンセラー活用事業
		学校支援地域本部事業
		地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業
		スクールソーシャルワーカー活用事業
		家庭教育支援基盤形成事業
		退職教員外部人材活用事業
		特別支援修学奨励費補助事業
3	国が制度どおりの負担を行っていないもの	特定疾患治療研究事業
		小児慢性特定疾患治療研究事業
		生活保護費等負担金
		地域生活支援事業

（全国知事会調べ）

図表17 道路・河川の維持管理に係る単位あたり経費（H19年度ベース）

道路の維持管理に関し、国直轄道路の負担金にかかる地方交付税算入額は、単価ベースで負担実績額の8割弱しか措置されておらず、都道府県管理道路の維持管理費を圧迫している。

河川の維持管理に係る地方交付税算入額に至っては、国直轄河川で約3割にとどまり、都道府県管理河川では3割にも満たないなど、地方交付税算入額は全く実績を反映していない。

		(千円)			
		地方交付税 (A)	都道府県実績 (B)	差額 (A)－(B)	措置率 (A)/(B)
道 路	国直轄管理	167	216	▲49	77.3%
	都道府県管理	128	109	19	117.4%
河 川	国直轄管理	1,742	5,229	▲3,487	33.3%
	都道府県管理	77	278	▲201	27.7%

※ 道路については、1000㎡あたり、河川については1kmあたりの金額。

※ 都道府県実績(B)の道路・河川における国直轄の額は直轄負担金。

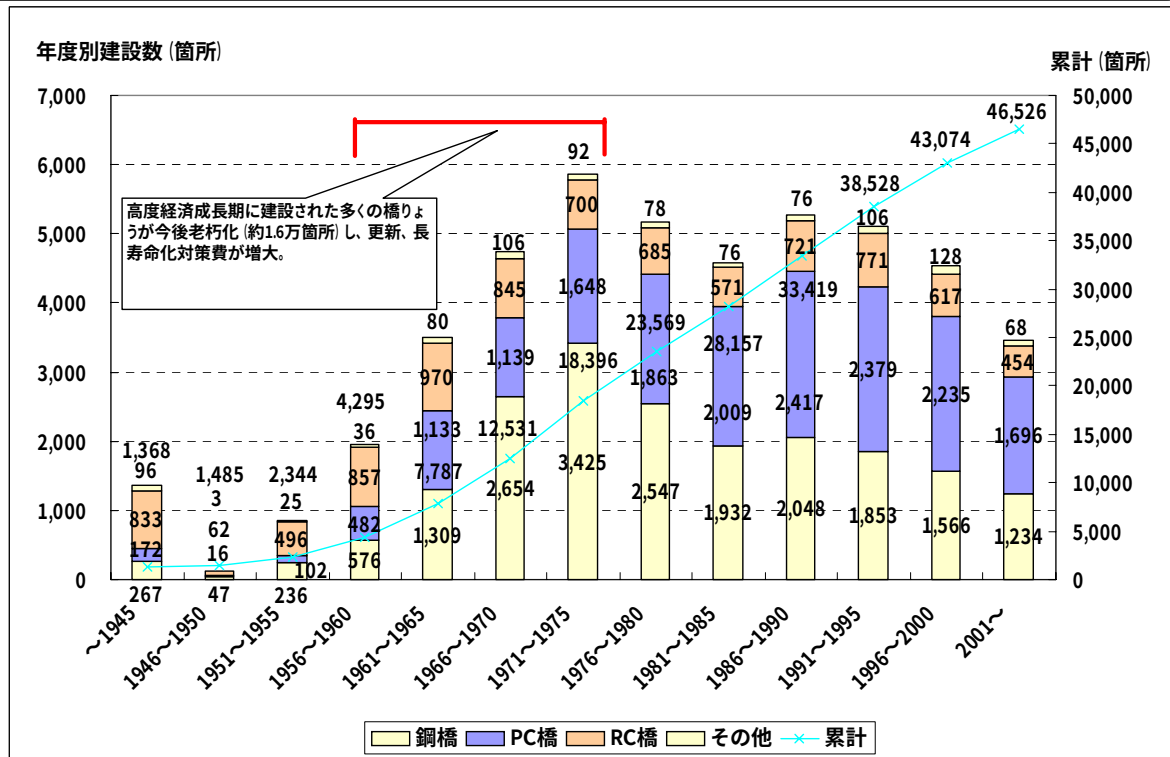
※ 地方交付税については、各都道府県における各区分毎の算入額の合計を各区分毎の総面積または総延長で除して算出。

※ 都道府県実績は、各都道府県の決算統計等により集計した決算額を全国都道府県管理の総面積または総延長で除して算出。

(全国知事会調べ)

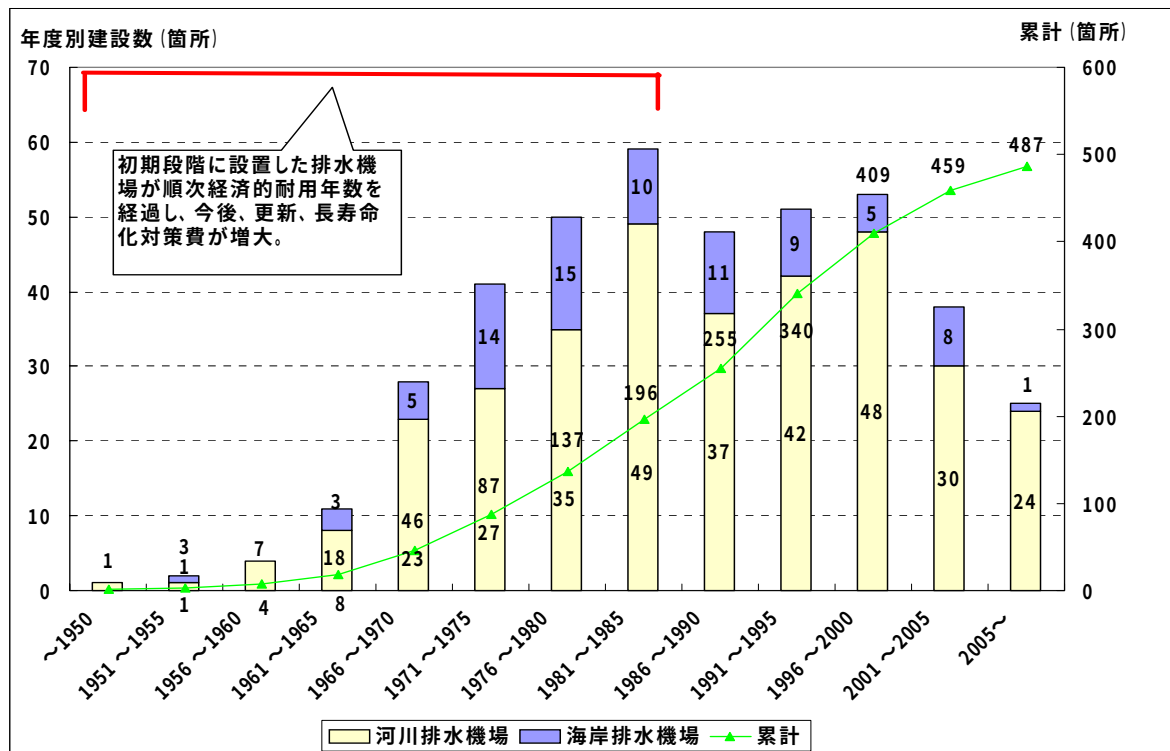
図表18 橋りょう建設数の推移

橋りょう、排水機場とも、その建設累計数は増加するとともに老朽化が進んでおり、今後これらの長寿命化や更新等のための経費が増大。



（全国知事会調べ）

図表19 排水機場建設数の推移



（全国知事会調べ）

図表20 給与削減等の実施状況

地方では、多くの団体で給料、管理職手当等の削減を行っている。

種 類	団体数	カット率	実施(予定) 期間	削減(見込)
給料	38	10%～0.5%	H11～23	1兆4,718億円
管理職手当	40	25%～1.5%	H10～23	
期末・勤勉手当	15	50%～2.0%	H10～23	

※ 団体数は、上記実施(予定)期間において実施した団体を計上。

(全国知事会調べ)

(参考) ラスパイレス指数の推移

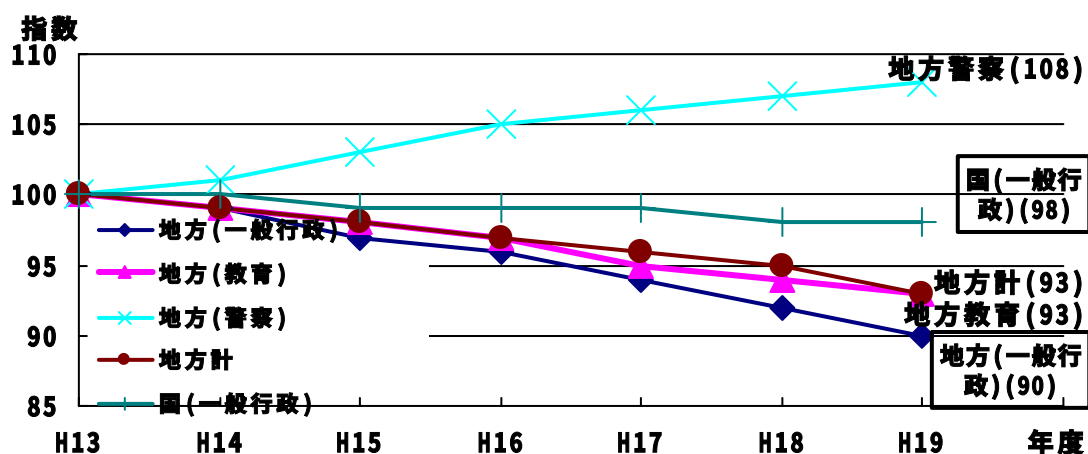
近年の地方公共団体職員の給与水準は、国の職員の給与水準を下回っている。

	平成13年	平成20年
全地方公共団体平均	100.5	98.7

(「地方公務員給与実態調査」より)

(参考) 国と地方の公務員数の推移

地方では警察職員が増加しているにもかかわらず、全体として、国を上回る規模で一般行政職員を抑制。



(国・地方一般行政職員の比較)

	H13	H19	H19－H13	H13～H19増加率
国	530,120人	522,161人	▲7,959人	▲1.5%
地方	1,113,587人	1,003,432人	▲110,155人	▲9.9%

※ 国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年4月1日現在の人数を100とした場合の指数。

※ 国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」

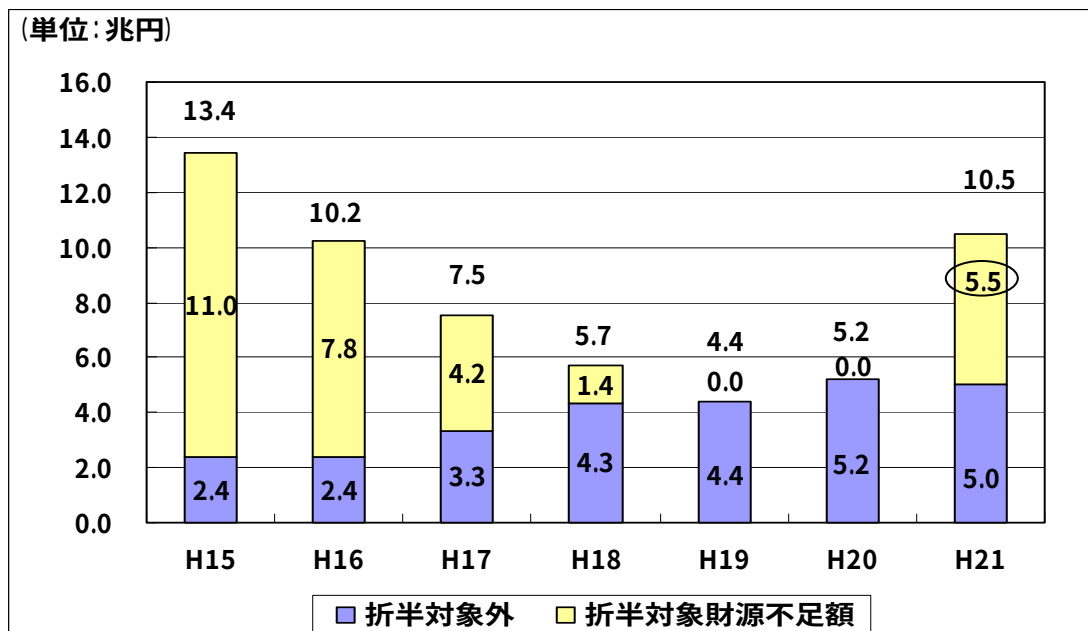
地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」

※ 国(一般行政)、地方計は独立行政法人化による減員を除いて指数化

(全国知事会調べ)

図表21 財源不足額の推移（地方財政計画ベース）

平成 20 年度以降、地方の財源不足額は拡大傾向に転じ、平成 21 年度では 5.5 兆円となっているが、景気後退により財源不足額の拡大は必至。



※ 折半対象財源不足額：地方財政計画上に財源不足が生じ、建設地方債(財源対策債)の増発や法令等に基づく加算措置を行ってもなお生じる不足額に対し、国と地方が折半して補てん。

※ H21の財源不足額は8月仮試算の数値。

【地方交付税の対象税目及び法定率】

所得税	32.0%
酒税	32.0%
法人税	34.0%
消費税	29.5%
たばこ税	25.0%